

平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号  
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名

被 告 国

### 準備書面（17）

2020 年 2 月 27 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳

弁護士 植名 基 晴

弁護士 伸 晃 生

弁護士 伸 尾 育哉



1 原告7は、第8回口頭弁論期日において当事者尋問を受けるために、日本へ帰国する予定であった。

ところが、コロナウイルスの蔓延という国際的な危機が発生したため、原告7は、深く長く思い悩んだ結果、日本への帰国を取りやめる決断をした。

この事実は、国籍法11条1項が、日本国民が、居住国の国籍を持っていないがために、国籍国である日本への帰国を断念せざるを得ない場合があること、すなわち国籍法11条1項が日本国民の幸福追求と移動の自由を強く侵害するものであることを、図らずも顕在化させた。

2 原告7が今回の帰国を中止する決断に至るまでの心情は、今回新たに追加提出した陳述書（甲151号証）に記載されたとおりである。

同陳述書によると、原告7を帰国取りやめの決断を導いたのは、下記①及び②の事実を背景とする、下記③及び④の事実である。

① 医師でありインフルエンザ等の専門家である日本在住の友人から、日本は危惧的状況にあるので、この時期の日本への帰国は避けるべきだと強く忠告されたこと。

---

② ミクロネシア連邦やサモア共和国が日本からの渡航に制限をかけたり、横浜港への寄港を拒否されたクルーズ船の乗客に対する日本政府の対応の拙劣さに国際的な失望が広がるなど、日本がコロナウイルス蔓延の新たな震源地になるとの認識が世界的に広まっていること。

③ 原告7が居住国であるスイスを離れて日本へ帰国した場合、スイス国籍がなくCパーミットで滞在しているに過ぎない原告7は、スイスに予定通りにもどることができなくなるおそれがあること。

④ 原告7の妻は、コロナウイルスによる死者が多数出ている状況下で、原告7のみが日本に帰国することを拒んでおり、仮に夫婦で日本に帰国した場合、

スイスにはBパーミットで居住する台湾国籍の妻と、Cパーミットで居住する日本国籍の原告7とでは、スイスへ戻る際の入国許可等に関して差異が生じるおそれがあり、家族分断という事態が生じかねないこと。

このうち③及び④はまさに、原告7が第2回口頭弁論期日の意見陳述において、スイス国籍取得が必要な理由として述べた、

「国際的な危機が起きたときには、私たち家族には大問題が発生します。私たち家族は同じ国に保護を求めることができず、家族が分断されてしまいかねません。今の自分に想定できる限りの事態でさえ、想像するとぞっとします。

「いつか家族が分断されるかもしれないという不安の中で暮らす」。  
私はそんな暮らしが正しいことだとは思えません。」

(甲82号証4乃至5頁)

との危惧が、不幸にも実現してしまったものである。

3 原告7は、スイスで、永住資格と訳されることのあるCパーミットを取得している。だが、今回のコロナウイルス危機の下では、スイスが、アジア地域、中でも中国や日本からの入国を制限するようになる可能性が小さいとは言えず、もしさくなってしまった場合、スイス国籍を持っていない原告7は、日本への帰国からスイスに戻ろうとしても、スイスへの入国が許されないおそれがある。

このことは、日本政府が、永住資格を持っている中国籍永住者が武漢に里帰りして武漢に足止めされているとき、日本政府の用意したチャーター機への搭乗を許可しなかった場面があったとの事実からも、大きく危惧されるところである

(甲151号証・別紙1)。

4 本書面の冒頭で述べたとおり、原告7が今回、尋問期日への出頭をあきらめざるを得なかった事実は、国籍法11条1項が、日本国民が、居住国の国籍を持っていないがために、国籍国である日本への帰国を断念せざるを得ない場合があることを、図らずも顕在化させた。

日本国民の移動の自由を事実上奪い、幸福追求を妨げる国籍法11条1項は、憲法13条及び22条2項に反し、違憲であると言わざるを得ない。

そして、すぐにもスイス国籍を取得できる状況にある原告7（甲146号証42乃至43頁）は、すぐにもフランス国籍を取得できる状況にある原告8（甲122号証5頁（2））と共に、居住国の国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることが、速やかに確認されるべきである。

以上